

次世代支援対策一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成31年3月31日までの4年間

2. 内容

【目標1】

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成27年4月～ 年1回、社内報にて、諸制度理解の啓発記事を掲載する。

【目標2】

育児休業給付金の給付申請を総務チームにて実施し、育児休業者の負担の軽減を図る。

<対策>

- 平成27年4月～ 総務チーム担当者の法令知識を共有する。

【目標3】

育児休業申出の際に、休業制度、休業給付制度等を、個々の事情に合わせて説明し、関連資料を提供する。

<対策>

- 平成27年4月～ 説明用リーフレットにて説明をする。
- 平成27年4月～ 個々の事情に合わせた復帰後の働き方(短時間勤務等)を提案する。
- 平成27年4月～ 申出をした労働者に対し、個別指導を実施する。

【目標4】

不必要な所定外労働を削減する。

<対策>

- 平成27年4月～ 部門別のノー残業デーを推奨する。
- 平成27年4月～ 不必要な居残りをしないよう、残業時間の事前申請を徹底する。